

その他の条件

1 提出書類

<測量・調査業務>

提出書類名	部数	備考
◎契約締結時		
1 測量・調査業務等委託契約書	3部	税込み額を記入のこと。 内、1部押印しないこと。 …項目3参照
2 主任技術者通知書、経歴書	1部	
3 業務工程表	1部	
4 作業計画書	1部	
5 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書 [テクリス]	1部	…項目6参照
6 公共工事契約保証証券等	1部	…項目2参照
7 再委託（変更）承諾申請書、通知書	1部	…項目7参照
8 免税事業者届	1部	
◎前払金請求時		
1 前払金請求書	2部	…項目4参照
2 保証事業会社発行の保証証書	2部	

提出書類名	部数	備考
◎部分払請求時		
1 業務部分完了報告書	2部	…項目5参照
2 既済部分検査請求書	1部	
3 請求書・請求内訳書	2部	
◎貸与品等		
1 貸与物品、支給品受領書	1部	受領したとき。
2 支給品精算書	1部	使用済み時、または年度末日
◎設計変更時		
1 変更契約書	3部	うち1部押印しないこと。
2 業務工程表（変更）	1部	
3 登録内容確認書 [テクリス]	1部	変更データ分
◎履行期間延期時		
1 変更契約書	3部	内、1部押印しないこと。
2 履行期間延期願	1部	
3 業務工程表（変更）	1部	
4 登録内容確認書 [テクリス]	1部	

◎完了時		
1 作業完了届	2部	完了データ分
2 引渡書	1部	
3 請求書	2部	
4 登録内容確認書 [テクリス]	1部	
◎その他		
・振込口座が確認できる書類		1部
		・代金支払口座を新規または変更登録するときに提出してください。

※ 部数が2部の場合は、正1部、写し1部

2 契約の保証

受託者は、この契約締結と同時に、委託(請負)契約の債務不履行に備え、業務の完成を確保するための保証に付きなければなりません。

保証方式は**金銭的保証**とします。

- a. 保証を要する業務 …… 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条によります。ただし、予定価格が1,000万円以上のものは、全て対象となります。
- b. 履行保証措置 …… 下記のいずれかの方法による保証を行ってください。
- (1) 銀行保証(銀行等)
 - (2) 公共工事契約保証(建設業保証(株)の各社)
 - (3) 公共工事履行保証(損害保険会社)
 - (4) 履行保証保険契約の締結(損害保険会社) …… 保険証券を寄託のこと。

※保証(保険)期間には、契約日を含みます。

契約変更があった時

- (1) 銀行保証の場合 …… 発注者に保証内容変更契約書を提出のこと。
- (2) 公共工事契約保証の場合 …… 保証会社に変更契約書(写)を提出のこと。
- (3) 公共工事履行保証の場合 …… 発注者に異動承認書を提出のこと。
- (4) 履行保証保険契約締結の場合 …… 発注者に異動承認書を提出のこと。

ただし、変更契約により当初契約額の30%を越える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

- c. 保証金額または保険金額 …… 業務委託料(請負代金額)の10%以上

3 技術者について

下記の者を選任して、氏名、その他必要な事項を届け出てください。

測量・調査業務

- ・主任技術者 …… 作業履行の技術上の管理を行う者

測量業務については、測量士で、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければなりません。

調査業務については、特記仕様書あるいは共通仕様書に定められている資格を有し、該当調査業務において十分な実務経験を有する者でなければなりません。

主任技術者は、常時雇用の者で、少なくとも3ヶ月以上の雇用関係にある者でなければなりません。また、担当技術者は、雇用関係にある者でなければなりません。

4 前払金

前払金の支払いに関する規定の概要は下記のとおりです。

- a. 対象となる業務委託料
または請負代金額 …… 100万円以上
- b. 請求限度額 …… 業務委託料または請負代金額の3/10以内
- c. 請求書類提出期日 …… 契約締結後1ヶ月以内
- d. 支払い …… 請求書類の提出日から14日以内に支払います。
- e. 前払金の使途は当該業務の用に供するもので、下記の範囲に限定されます。
(材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査(測量)において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。)

5 部分払

下記の場合に請求することができます。請求後14日以内に支払います。

測量・調査業務

作業完了前に、出来形部分に対する請負代金相当額の10分の9以内の部分払いを請求することができます。

なお、前払いを受けている場合においては、次の式により算定します。

$$\text{請求額} = \text{出来形部分に対する} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

6 業務カルテ作成、登録 業務実績情報システム[テクリス]

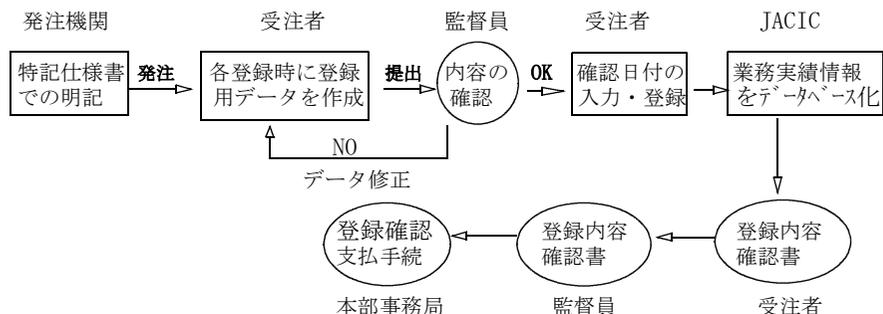
契約金額が100万円(消費税込み)以上の建設コンサルタント業務ならびに地質調査業務、測量関係業務、補償関係が対象となります。建築関係は登録対象外です。

受注者は、「コリンズ・テクリス登録システム」に基づき、「建設実績情報」を作成し監督員の確認を受けた後に、システムにより確認日付を入力・登録して、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督員に提出してください。

提出の時期は、以下のとおりです。

- (1) 契約登録時=契約締結後10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除きます。)
- (2) 変更登録時=変更時から10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除きます。)
- (3) 完了登録時=業務完了後10日以内

1. 手続きのフロー



2. 問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号
アカサカビル4階
(一財)日本建設情報総合センター (JACIC) コリンズ・テクリスセンター
TEL. (03)3505-0440
FAX. (03)3505-2665

7 再委託等について

- 業務を一括して再委託することと、設計図書で指定した主たる部分並びに設計図書で再委託を禁止した部分について第三者に委任し、または請け負わせてはいけません。
- 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは「再委託(変更)承諾申請書」及び「再委託(変更)通知書」を提出してください。

8 業務実施上の注意

- 各業務とも設計仕様書のほか、奈良県土木マネジメント部編「土木設計業務等委託必携」に記載の共通仕様書に基づき細心の注意を持って業務に当たること。
なお、契約書の様式は、奈良県ホームページに掲載しています。
◇<https://www.pref.nara.jp/55868.htm>
- 業務の実施に際して、事故や住民から苦情等があったときは、直ちに監督員に報告すること。
- 業務実施に必要な官公庁への諸手続は、原則として受注者が行うこと。

9 著作権について

業務成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物の引き渡し時に、地方独立行政法人奈良県立病院機構理事長に無償譲渡するものとします。

10 その他

契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時土木設計業務等契約又は測量・調査等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らないうちに、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。